

34 自転車事故防止対策

1 自転車事故の原因

自転車事故の原因は、

- 交差点などにおける安全確認を十分にしていない
- 車体が小さく、車両から見落とされやすい
- 免許が無くても乗れるため、自転車の交通ルールやマナーの意識に乏しい

ことが考えられます。

自転車は、誰もが気軽に乗れる便利な乗り物ですが、軽車両で車の仲間です。交通ルールとマナーを守って、安全運転を心がけましょう。

■ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外（※注）
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る（飲酒運転の禁止、二人乗りの禁止、並進禁止、信号を守る等）
- 5 子どもはヘルメットを着用

※注 例外とは、普通自転車通行可の標識のある歩道は自転車で通行することができます。

また、13歳未満の子ども、70歳以上の方については、「普通自転車歩道通行可」の標識がなくても歩道を走行することができます。

2 県警察の取組

県警察では、自転車事故を防止するために、悪質な自転車利用者に対する指導・警告を実施するとともに、

- 小学生から高校生までを対象とした自転車教室の開催
- 交通ボランティア等と連携した街頭での自転車の安全な乗り方指導
- 自転車販売店等と連携した街頭での点検整備指導
- 祭りイベント会場での子ども自転車教室の開催

等の事故防止対策を推進しています。



県民のみなさまへ



自転車も交通ルールを守って
安全に走行しましょう！

歩道上で、自転車が歩行者にぶつかって怪我を負わせる事故も発生しています。自転車は「くるま」の仲間（軽車両）ですので、一方通行を逆行することもできません。自転車に乗車して歩道を自由気ままに歩行者感覚で走行させると大変危険です。